

議案第 1 号

平成 3 1 年度船橋市一般会計予算

平成 3 1 年度船橋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 2, 1 6 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10	市税	101,574,500
	10 市民税	51,820,100
	15 固定資産税	35,934,000
	20 軽自動車税	597,860
	25 市たばこ税	3,614,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	5,400
	35 事業所税	2,001,140
	40 都市計画税	7,601,900
15	地方譲与税	888,900
	12 地方揮発油譲与税	238,900
	15 自動車重量譲与税	619,600
	20 地方道路譲与税	100
	25 特別とん譲与税	30,300
20	利子割交付金	108,400
	10 利子割交付金	108,400
21	配当割交付金	559,000
	10 配当割交付金	559,000
23	株式等譲渡所得割交付金	622,300
	10 株式等譲渡所得割交付金	622,300
24	地方消費税交付金	11,174,600
	10 地方消費税交付金	11,174,600
25	ゴルフ場利用税交付金	3,500
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,500
30	自動車取得税交付金	217,500
	10 自動車取得税交付金	217,500
31	環境性能割交付金	78,400
	10 環境性能割交付金	78,400
35	国有提供施設等所在市助 成交付金	198,800
	10 国有提供施設等所在市助 成交付金	198,800
37	地方特例交付金	2,227,500
	10 地方特例交付金	662,040
	25 子ども・子育て支援臨時 交付金	1,565,460
40	地方交付税	3,283,000
	10 地方交付税	3,283,000
45	交通安全対策特別交付金	60,300
	10 交通安全対策特別交付金	60,300
50	分担金及び負担金	1,837,000

(単位：千円)

款	項	金額
	10 負担金	1,837,000
55 使用料及び手数料		5,103,800
	10 使用料	3,450,050
	15 手数料	1,613,460
	20 証紙収入	40,290
60 国庫支出金		38,484,500
	10 国庫負担金	29,674,380
	15 国庫補助金	8,683,330
	20 委託金	126,790
65 県支出金		11,045,900
	10 県負担金	7,294,790
	15 県補助金	2,333,780
	20 委託金	1,417,330
70 財産収入		347,800
	10 財産運用収入	310,430
	15 財産売払収入	37,370
75 寄附金		672,300
	10 寄附金	672,300
80 繰入金		4,582,700
	10 基金繰入金	4,582,400
	15 特別会計繰入金	300
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		8,673,000
	10 延滞金・加算金及び過料	400,190
	15 市預金利子	60
	20 貸付金元利収入	2,935,160
	25 受託事業収入	544,210
	30 収益事業収入	30,000
	35 雑入	4,763,380
95 市債		20,116,300
	10 市債	20,116,300
歳 入	合 計	212,160,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10	議会費	993,300
	10 議会費	993,300
15	総務費	15,141,300
	10 総務管理費	11,466,990
	15 徴税費	1,687,380
	20 戸籍住民基本台帳費	1,155,510
	25 選挙費	611,670
	30 統計調査費	87,980
	35 監査委員費	131,770
20	民生費	94,328,900
	10 社会福祉費	33,482,870
	15 児童福祉費	43,640,110
	20 生活保護費	17,184,850
	25 災害救助費	21,070
25	衛生費	29,376,400
	10 保健衛生費	10,169,250
	15 清掃費	19,207,150
30	労働費	189,100
	10 労働諸費	189,100
35	農林水産業費	534,700
	10 農業費	456,310
	15 林業費	49,960
	20 水産業費	28,430
40	商工費	4,125,100
	10 商工費	4,125,100
45	土木費	20,587,000
	10 土木管理費	840,200
	15 道路橋りょう費	4,435,760
	20 河川費	1,450,170
	25 港湾費	56,340
	30 都市計画費	13,006,610
	35 住宅費	797,920
50	消防費	6,367,700
	10 消防費	6,367,700
55	教育費	24,547,000
	10 教育総務費	5,309,130
	15 小学校費	3,585,250
	20 中学校費	1,678,850
	25 高等学校費	1,329,940
	30 特別支援学校費	731,280
	35 社会教育費	4,540,340

(単位：千円)

款	項	金額
	40 保健体育費	7,372,210
65 公債費		15,669,500
	10 公債費	15,669,500
75 予備費		300,000
	10 予備費	300,000
歳出	合計	212,160,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ICTコンサルティング業務委託料	平成31年度～平成32年度	49,665千円
課税データエントリー業務委託料	平成31年度～平成32年度	1,716千円
納税コールセンター運営業務委託料	平成31年度～平成34年度	72,468千円
市・県民税受電業務委託料	平成31年度～平成32年度	1,100千円
地域福祉計画策定支援業務委託料	平成31年度～平成32年度	8,338千円
地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託料	平成31年度～平成34年度	61,308千円
障害者等住宅整備資金貸付	平成31年度～平成32年度	10,000千円
住宅等災害復旧資金利子補給	平成31年度～平成39年度	借受残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
環境基本計画策定支援業務委託料	平成31年度～平成32年度	3,000千円
地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料	平成31年度～平成32年度	3,630千円
北部清掃工場環境影響評価事後調査業務委託料	平成31年度～平成34年度	29,000千円
農業後継者対策資金利子補給	平成31年度～平成36年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	平成31年度～平成51年度	融資残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	平成31年度～平成36年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
漁業近代化資金利子補給	平成31年度～平成34年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
中小企業融資損失補填	平成31年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の2割以内に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
地図データ使用料	平成31年度～平成35年度	8,919千円
西船歩道橋橋脚耐震補強工事委託料	平成31年度～平成33年度	358,918千円
鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	平成31年度～平成37年度	654,277千円
違反屋外広告物除却業務委託料	平成31年度～平成34年度	29,650千円
公営住宅借上料	平成31年度～平成43年度	契約期間内における借上料
特別支援学校スクールバス運行業務委託料	平成31年度～平成34年度	107,250千円
一宮少年自然の家給食業務委託料	平成31年度～平成32年度	26,400千円
小学校給食調理業務委託料(八栄小学校)	平成31年度～平成33年度	66,429千円
小・中・特別支援学校給食調理業務委託料(宮本小学校ほか38校)	平成31年度～平成34年度	2,995,293千円
(仮称)塚田第二小学校給食備品整備費	平成31年度～平成32年度	66,770千円
都市計画事業用地等買収費(千葉県地方土地開発公社分)	平成31年度～平成35年度	元金1,289,146千円に利息を加えた額
取掛西貝塚史跡用地等買収費(千葉県地方土地開発公社分)	平成31年度～平成35年度	元金72,840千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対する損失補償	平成31年度～平成35年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅延利息の合計額

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出張所整備事業	1,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
防災施設整備事業	169,000			
障害者福祉施設建設事業	39,200			
老人福祉施設建設事業	985,800			
児童福祉施設建設事業	66,100			
保育所建設事業	244,800			
災害援護資金貸付事業	2,500	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
看護専門学校建設事業	2,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
動物愛護指導センター整備事業	10,400			
霊園整備事業	37,500			
北部清掃工場整備事業	621,100			
ごみ運搬車整備事業	33,900			
ごみ処理施設整備事業	35,400			
南部清掃工場整備事業	6,741,700			
勤労市民センター整備事業	2,600			
道路整備事業	1,226,200			
交通安全施設整備事業	526,500			
橋りょう整備事業	186,300			
河川整備事業	327,900			
港湾整備事業	46,600			
土地区画整理事業	143,500			
街路整備事業	592,100			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	187,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
公営住宅ストック総合改善事業	33,200			
消防施設整備事業	296,500			
総合教育センター整備事業	5,900			
小学校建設事業	806,000			
中学校建設事業	65,900			
高等学校建設事業	117,700			
特別支援学校建設事業	305,400			
公民館建設事業	342,000			
少年自然の家整備事業	135,000			
青少年センター整備事業	16,100			
視聴覚センター整備事業	9,500			
総合体育館整備事業	21,700			
運動広場整備事業	16,800			
減収補填	193,300			
臨時財政対策	5,521,000			
計	20,116,300			

議案第 2 号

平成 3 1 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 1, 2 2 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
10 国民健康保険料		11,104,000
	10 国民健康保険料	11,104,000
15 国庫支出金		100
	15 国庫補助金	100
25 県支出金		34,841,000
	10 県補助金	34,841,000
33 財産収入		500
	10 財産運用収入	500
35 繰入金		4,610,800
	10 他会計繰入金	4,510,800
	15 基金繰入金	100,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		669,500
	10 延滞金・加算金及び過料	82,270
	23 受託事業収入	456,230
	25 一部負担金	10
	30 雑入	130,990
歳 入	合 計	51,226,000

歳 出 (単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 総務費		862,100
	10 総務管理費	630,050
	15 徴収費	232,050
15 保険給付費		34,283,900
	10 療養諸費	30,016,020
	15 高額療養費	4,056,940
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	168,090
	25 葬祭諸費	42,500
21 国民健康保険事業費納付金		14,834,400
	10 医療給付費分	10,133,950
	15 後期高齢者支援金等分	3,665,950
	20 介護納付金分	1,034,500
25 共同事業拠出金		100
	10 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		1,058,300
	10 保健事業費	19,470
	15 特定健康診査等事業費	1,038,830
35 諸支出金		87,200
	10 償還金及び還付加算金	87,200
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		51,226,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険窓口受電業務委託料	平成31年度～平成34年度	133,100千円
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	平成31年度～平成32年度	440千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	平成31年度～平成32年度	462千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	平成31年度～平成32年度	348千円

議案第 3 号

平成 3 1 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	繰入金		13,500
	10	繰入金	13,500
△	市債		0
	△	市債	0
歳 入		合 計	13,500

議案第4号

平成31年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

平成31年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,602,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

歳 入 款	項	金 額
20 財産収入		553,550
	05 財産運用収入	553,550
25 繰入金		69,800
	10 繰入金	69,800
30 繰越金		10
	10 繰越金	10
35 諸収入		41,940
	15 雑入	41,940
40 市債		936,700
	10 市債	936,700
歳 入 合 計		1,602,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	936,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

議案第 5 号

平成 3 1 年度船橋市介護保険事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 3, 3 2 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 介護保険料			9,604,000
	10 介護保険料		9,604,000
15 国庫支出金			9,367,200
	10 国庫負担金		7,314,030
	15 国庫補助金		2,053,170
20 支払基金交付金			11,192,600
	10 支払基金交付金		11,192,600
25 県支出金			6,015,200
	10 県負担金		5,678,780
	20 県補助金		336,420
30 財産収入			3,100
	10 財産運用収入		3,000
	15 財産売払収入		100
40 繰入金			7,067,200
	10 他会計繰入金		6,391,980
	15 基金繰入金		675,220
50 諸収入			77,700
	10 延滞金・加算金及び過料		250
	15 市預金利子		10
	20 受託事業収入		1,440
	25 雑入		76,000
歳 入	合 計		43,327,000

歳 出

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 総務費		973,800
	10 総務管理費	631,820
	15 徴収費	30,200
	20 介護認定審査会費	311,780
15 保険給付費		39,984,000
	10 介護サービス等諸費	37,686,400
	15 高額介護サービス等費	1,184,100
	17 高額医療合算介護サービス等費	172,800
	20 特別給付費	6,000
	25 特定入所者介護サービス等費	934,700
22 地域支援事業費		2,336,400
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,426,390
	12 一般介護予防事業費	116,740
	15 包括的支援事業・任意事業費	789,580
	20 その他諸費	3,690
30 基金積立金		3,000
	10 基金積立金	3,000
35 諸支出金		19,800
	10 償還金及び還付加算金	19,800
40 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出	合 計	43,327,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料	平成31年度～平成32年度	6,133千円

議案第 6 号

平成 3 1 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 繰入金			1,100
	10 繰入金		1,100
20 繰越金			41,400
	10 繰越金		41,400
30 諸収入			47,500
	10 貸付金元利収入		45,860
	30 雑入		1,640
歳 入 合 計			90,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		89,200
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		89,200
15	公債費		500
	10 公債費		500
20	諸支出金		300
	10 繰出金		300
歳 出		合 計	90,000

議案第 7 号

平成 3 1 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 3 1 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
10	後期高齢者医療保険料		6,268,400
		10 後期高齢者医療保険料	6,268,400
15	使用料及び手数料		100
		10 手数料	100
20	繰入金		1,101,100
		10 他会計繰入金	1,101,100
25	繰越金		100
		10 繰越金	100
30	諸収入		30,300
		10 延滞金・加算金及び過料	1,510
		15 償還金及び還付加算金	20,500
		22 受託事業収入	8,260
		25 雑入	30
△	国庫支出金		0
		△ 国庫補助金	0
		合 計	7,400,000

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 総務費		137,800
	10 総務管理費	117,000
	15 徴収費	20,800
15 後期高齢者医療広域連合 納付金		7,231,700
	10 後期高齢者医療広域連合 納付金	7,231,700
20 諸支出金		20,500
	10 償還金及び還付加算金	20,500
25 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出	合 計	7,400,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療事業受電業務委託料	平成31年度～平成34年度	26,125千円
後期高齢者医療保険料納入通知書等作成業務委託料	平成31年度～平成32年度	6,193千円

議案第8号

平成31年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	13,233	トン
イ 青果物	63,183	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市場事業収益	821,000	千円
第1項 営業収益	634,909	千円
第2項 営業外収益	185,991	千円
第3項 特別利益	100	千円

支 出

第1款 市場事業費用	821,000	千円
第1項 営業費用	798,368	千円
第2項 営業外費用	16,160	千円
第3項 特別損失	1,472	千円
第4項 予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185,400千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,788千円及び過年度分損益勘定留保資金174,612千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	146,600	千円
第1項 出資金	120,900	千円
第2項 補助金	25,700	千円

支 出

第1款 資本的支出	332,000	千円
第1項 建設改良費	186,703	千円
第2項 企業債償還金	145,297	千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営戦略策定業務委託料	平成31年度～平成32年度	11,851

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 168,435 千円

(他会計からの補助金)

第9条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、160,000千円である。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第9号

平成31年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入	院	140,835人				
		外	来	227,616人				
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入	院	385人				
		外	来	921人				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入				
第1款	病	院	事	業	収	益	17,682,000千円
第1項	医	業	収	益	16,249,300千円		
第2項	医	業	外	収	益	1,117,300千円	
第3項	特	別	利	益	315,400千円		
		支	出				
第1款	病	院	事	業	費	用	17,682,000千円
第1項	医	業	費	用	17,335,500千円		
第2項	医	業	外	費	用	241,900千円	
第3項	特	別	損	失	74,600千円		
第4項	予	備	費	30,000千円			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,033,900千円は、減債積立金568,200千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83千円及び過年度分損益勘定留保資金465,617千円で補填

するものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	660,100千円
第1項	企 業 債	150,000千円
第2項	負 担 金	500,000千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	10,100千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,694,000千円
第1項	建 設 改 良 費	625,800千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,068,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医 事 管 理 業 務 委 託 料	平成31年度～平成32年度	192,927
基 準 寝 具 及 び 病 衣 賃 借 料	平成31年度～平成33年度	75,650
病 院 情 報 シ ス テ ム 運 用 管 理 業 務 委 託 料	平成31年度～平成34年度	69,795

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 機 器 整 備 事 業	150,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,918,190千円

(2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,586,560千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	MR	1式
	移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	1式
	病理検査システム	1式
	バーチャルスライドシステム	1式
	生理検査システム	1式
	自動精算機システム	1式
	3D画像解析システム	1式
ソフトウェア	病理検査システム	1式
	生理検査システム	1式

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第10号

平成31年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	561,800人
(2)	年間有収水量	52,148,023 ^m ₃
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	4,919,964千円
	処理場整備事業	470,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,638,562千円	
第1項	営業収益	11,104,542千円	
第2項	営業外収益	6,533,920千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,294,545千円	
第1項	営業費用	15,104,819千円	
第2項	営業外費用	2,139,626千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,735,065千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額370,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,365,065千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	10,044,610千円
第1項	企 業 債	6,560,300千円
第2項	出 資 金	1,579,295千円
第3項	補 助 金	1,208,329千円
第4項	負 担 金	671,882千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	24,804千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	16,779,675千円
第1項	建 設 改 良 費	6,511,717千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,183,573千円
第3項	貸 付 金	34,385千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	高瀬下水処理場 消化槽設置事業	4,026,000	平成31年度	41,000
					平成32年度	1,800,000
					平成33年度	2,185,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西浦下水処理場 運転管理業務委託料	平成31年度～平成34年度	668,492
徴収一元化に伴う移行 支援業務委託料	平成31年度～平成32年度	23,608

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	6,560,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

790,380千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、846,842千円である。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
構築物	臨海処理系統下水道施設	1式

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度船橋市一般会計補正予算

平成 3 0 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 9 3, 1 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 1, 1 6 4, 0 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		36,288,061	608,025	36,896,086
	10 国庫負担金	28,321,570	158,747	28,480,317
	15 国庫補助金	7,846,081	449,278	8,295,359
65 県支出金		10,983,104	70,445	11,053,549
	10 県負担金	7,235,450	56,023	7,291,473
	15 県補助金	2,594,284	14,422	2,608,706
80 繰入金		5,986,980	△357,093	5,629,887
	10 基金繰入金	5,977,880	△357,093	5,620,787
95 市債		20,953,800	2,171,800	23,125,600
	10 市債	20,953,800	2,171,800	23,125,600
歳 入 合 計		208,670,845	2,493,177	211,164,022

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		15,758,075	153,975	15,912,050
	10 総務管理費	12,626,095	153,975	12,780,070
20 民生費		90,712,720	724,617	91,437,337
	10 社会福祉費	30,477,660	620,584	31,098,244
	15 児童福祉費	43,232,210	△235	43,231,975
	20 生活保護費	16,972,940	104,268	17,077,208
25 衛生費		29,114,000	△27,716	29,086,284
	10 保健衛生費	10,153,410	△27,716	10,125,694
35 農林水産業費		541,900	28,179	570,079
	10 農業費	461,960	28,179	490,139
45 土木費		21,997,230	△73,664	21,923,566
	15 道路橋りょう費	4,775,300	△3,570	4,771,730
	30 都市計画費	14,126,650	△70,094	14,056,556
55 教育費		22,766,296	1,687,786	24,454,082
	15 小学校費	2,749,940	1,256,958	4,006,898
	20 中学校費	1,667,040	238,616	1,905,656
	30 特別支援学校費	653,490	190,719	844,209
	40 保健体育費	7,132,370	1,493	7,133,863
歳 出 合 計		208,670,845	2,493,177	211,164,022

第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 民生費	15 児童福祉費	(仮称)塚田第二放課後児童館建設事業	141,760	平成30年度	1,850	110,741	平成30年度	1,615
				平成31年度	27,510		平成31年度	24,230
				平成32年度	112,400		平成32年度	84,896
25 衛生費	10 保健衛生費	馬込霊園アクセス通路整備事業	270,000	平成29年度	180,000	270,000	平成29年度	180,000
				平成30年度	90,000		平成30年度	40,000
							平成31年度	50,000
55 教育費	15 小学校費	(仮称)塚田第二小学校建設事業	4,419,090	平成30年度	61,130	3,907,599	平成30年度	52,157
				平成31年度	916,710		平成31年度	782,368
				平成32年度	3,441,250		平成32年度	3,073,074
	30 特別支援学校費	特別支援学校舎増築事業	653,120	平成30年度	13,475	552,486	平成30年度	9,412
				平成31年度	639,645		平成31年度	543,074

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	防災推進事業	10,260
		防災無線整備事業	40,403
	20 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	62,937
20 民生費	10 社会福祉費	障害者援護施設等整備費補助事業	196,380
		老人福祉施設整備費等補助事業	397,000
		地域密着型サービス事業所整備費補助事業	32,000
		老人デイサービスセンター整備事業	24,123
	15 児童福祉費	小中学校児童入学援助事業	10,212
35 農林水産業費	10 農業費	農業センター整備事業	2,400
		被災農業者向け経営体育成支援事業補助事業	28,179
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路管理事業	38,734
		道路維持補修事業	132,741
		道路新設改良事業	314,606
		橋りょう維持事業	65,324
		交通安全施設整備事業	175,950
	20 河川費	準用河川整備事業	90,234
		排水路整備事業	36,558
	30 都市計画費	地域づくり促進事業	93,383
		暫定下水処理施設管理事業	53,828
		土地区画整理事業	419,353
		都市計画道路整備事業	229,915
		都市公園用地購入事業	284,706
	35 住宅費	公営住宅維持事業	25,702
	55 教育費	15 小学校費	学校施設管理事業
校舎整備事業			960,472
体育館整備事業			194,031
設備機器改修事業			58,600

款	項	事業名	総額
55 教育費	15 小学校費	その他学校施設整備事業	111,428
	20 中学校費	校舎整備事業	163,380
		体育館整備事業	57,357
		その他学校施設整備事業	17,879
	30 特別支援学校費	施設整備事業	194,782
	40 保健体育費	児童・生徒防犯対策事業	1,493

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	総額	事業名	総額
45 土木費	15 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	183,000	橋りょう新設改良事業	223,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
老人福祉施設建設事業	509,200	24,100	533,300
霊園整備事業	97,200	△ 37,500	59,700
道路整備事業	1,093,800	△ 2,700	1,091,100
土地区画整理事業	257,100	12,300	269,400
公園整備事業	124,400	155,400	279,800
暫定下水処理施設整備事業	55,100	7,000	62,100
消防施設整備事業	1,118,000	300,000	1,418,000
小学校建設事業	318,500	926,900	1,245,400
中学校建設事業	91,800	173,500	265,300
特別支援学校建設事業	295,900	151,400	447,300
臨時財政対策	5,620,000	461,400	6,081,400

(単位:千円)

起債全体計	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
	20,953,800	2,171,800	23,125,600

議案第12号

平成30年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,117,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国民健康保険料		11,700,100	△460,000	11,240,100
	10 国民健康保険料	11,700,100	△460,000	11,240,100
35 繰入金		4,214,500	1,170,000	5,384,500
	10 他会計繰入金	4,014,500	453,000	4,467,500
	15 基金繰入金	200,000	717,000	917,000
歳入合計		53,407,000	710,000	54,117,000

議案第13号

平成30年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

平成30年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ582,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市債		176,000	398,500	574,500
	10 市債	176,000	398,500	574,500
歳 入 合 計		184,000	398,500	582,500

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
10 公共用地先行取得事業費	10 公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業	398,500

第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
公共用地先行取得事業	176,000	398,500	574,500

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	176,000	398,500	574,500

議案第14号

平成30年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

平成30年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,651,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,528,100	99,778	8,627,878
	15 国庫補助金	1,723,890	99,778	1,823,668
20 支払基金交付金		10,463,694	12,868	10,476,562
	10 支払基金交付金	10,463,694	12,868	10,476,562
25 県支出金		5,647,320	5,957	5,653,277
	20 県補助金	324,380	5,957	330,337
40 繰入金		6,379,000	△70,945	6,308,055
	10 他会計繰入金	6,073,710	5,957	6,079,667
	15 基金繰入金	305,290	△76,902	228,388
歳 入 合 計		40,604,114	47,658	40,651,772

議案第15号

平成30年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成30年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	17,026,000千円	200,000千円	17,226,000千円
第1項 医業収益	15,567,900千円	200,000千円	15,767,900千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,026,000千円	200,000千円	17,226,000千円
第1項 医業費用	16,626,600千円	200,000千円	16,826,600千円

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第16号

平成30年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成30年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,167,705千円は、当年度分損益勘定留保資金6,167,705千円で補填するものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	13,286,804千円	1,194,740千円	14,481,544千円
第1項 企業債	8,073,700千円	585,610千円	8,659,310千円
第3項 補助金	2,830,301千円	597,370千円	3,427,671千円
第4項 負担金	669,403千円	11,760千円	681,163千円
支 出			
第1款 資本的支出	19,454,509千円	1,194,740千円	20,649,249千円
第1項 建設改良費	9,759,575千円	1,194,740千円	10,954,315千円

(継続費の補正)

第3条 既定の継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	駒込川2号 幹線管渠 布設事業	1,267,000	平成29年度	24,000	1,267,000	平成29年度	24,000
				平成30年度	570,000		平成30年度	1,204,740
				平成31年度	673,000		平成31年度	38,260
		高瀬下水 処理場長 寿化事業	1,626,000	平成30年度	20,000	1,393,211	平成30年度	580,000
				平成31年度	796,000		平成31年度	30,000
				平成32年度	810,000		平成32年度	783,211

(企業債の補正)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下水道事業	8,073,700	585,610	8,659,310

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第17号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(船橋市市有鉦区管理条例の一部改正)

第1条 船橋市市有鉦区管理条例(昭和32年船橋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「32,400円」を「33,000円」に改める。

(船橋市下水道条例の一部改正)

第2条 船橋市下水道条例(昭和36年船橋市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「(1円未満)を「に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満)に改め、同項の表一般汚水の項中「642円60銭」を「595円」に、「32円40銭」を「30円」に、「97円20銭」を「90円」に、「178円20銭」を「165円」に、「248円40銭」を「230円」に、「297円」を「275円」に、「318円60銭」を「295円」に、「345円60銭」を「320円」に、「361円80銭」を「335円」に、「410円40銭」を「380円」に改め、同表浴場汚水の項中「108円」を「100円」に、「10円80銭」を「10円」に改める。

(船橋市霊園条例の一部改正)

第3条 船橋市霊園条例(昭和39年船橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「972円」を「990円」に改め、同項第2号中「1,4

58円」を「1,485円」に改める。

(船橋市都市公園条例の一部改正)

第4条 船橋市都市公園条例(昭和39年船橋市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「に、その額に100分の8」を「(同表その9及びその10については、その額に100分の10)に、「加えた額」を「加えた額)」に改め、同条第3項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第24条第1項中「に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額」を削る。

別表第4その1アの表中「2,250円」を「2,470円」に、「1,200円」を「1,320円」に、「450円」を「490円」に、「4,500円」を「4,950円」に、「1,120円」を「1,230円」に、「600円」を「660円」に、「220円」を「240円」に改め、別表第4その1イの表中「9,000円」を「9,900円」に、「4,800円」を「5,280円」に、「33,500円」を「36,850円」に改め、同表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第4その1ウの表中「3,000円」を「3,300円」に改め、別表第4その2アの表入場料の類を徴収しない場合の項中「3,700円」を「4,070円」に、「1,800円」を「1,980円」に、「1,200円」を「1,320円」に、「7,500円」を「8,250円」に改め、同表入場料の類を徴収する場合の項中「11,200円」を「12,320円」に、「41,600円」を「45,760円」に改め、同表備考2中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第4その2イの表中「200円」を「220円」に、「150円」を「160円」に、「100円」を「110円」に改め、別表第4その3アの表中「450円」を「490円」に、「220円」を「240円」に、「150円」を「160円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に改め、別表第4その3イの表中「150円」を「160円」に改め、別表第4その4中「560円」を「610円」に、「370円」を「400円」に、「280円」を「300円」に、「140円」を「150円」に改め、別表第4その5アの表中「1,500円」を「1,650円」に、「750円」を「820円」に、「4,500円」を「4,950円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「11,250円」を「12,370円」に、

「250円」を「270円」に改め、別表第4その5イの表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「800円」を「880円」に、「400円」を「440円」に改め、同表その他の場合の項中「2,400円」を「2,640円」に改め、別表第4その5ウの表中「200円」を「220円」に、「100円」を「110円」に、「600円」を「660円」に改め、同表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第4その5エの表中「100円」を「110円」に、「300円」を「330円」に改め、別表第4その5オの表中「100円」を「110円」に、「1,200円」を「1,320円」に、「400円」を「440円」に改め、別表第4その5カの表体操の項及びバレーボールの項中「300円」を「330円」に改め、同表バスケットボールの項中「450円」を「490円」に改め、同表卓球の項中「150円」を「160円」に改め、同表庭球の項中「300円」を「330円」に改め、同表バドミントンの項中「150円」を「160円」に改め、同表ハンドボールの項中「450円」を「490円」に改め、同表共通の項中「750円」を「820円」に、「1,300円」を「1,430円」に改め、別表第4その6アの表中「150円」を「160円」に改め、別表第4その7アの表中「2,000円」を「2,200円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「700円」を「770円」に、「4,100円」を「4,510円」に改め、同表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第4その7イの表中「600円」を「660円」に改め、別表第4その8中「3,600円」を「3,960円」に、「4,800円」を「5,280円」に、「14,400円」を「15,840円」に、「500円」を「550円」に、「660円」を「720円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「700円」を「770円」に、「930円」を「1,020円」に、「2,800円」を「3,080円」に改める。

別表第5その1アの表中「900円」を「990円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「600円」を「660円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「200円」を「220円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「100円」を「110円」に、「500円」を「550円」に改め、別表第5その1イの表中「300円」を「330円」に改め、別表第5その1ウの表中「2,000円」を「2,200円」に、「500円」を「550円」に改め、別表第5その2アの表中「2,320円」を「2,550円」に、「1,230円」を「1,350円」に、「460円」を「50

0円」に改め、同表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第5その2イの表中「1,080円」を「1,180円」に、「540円」を「590円」に、「360円」を「390円」に改め、同表備考中「の額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第5その2ウの表中「100円」を「110円」に改め、別表第5その2エの表中「2,000円」を「2,200円」に、「500円」を「550円」に改める。

(船橋市公民館条例の一部改正)

第5条 船橋市公民館条例(昭和49年船橋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,450円」を「4,530円」に、「590円」を「600円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,780円」を「1,810円」に、「890円」を「900円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「5,040円」を「5,140円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「3,260円」を「3,320円」に、「3,560円」を「3,620円」に、「1,480円」を「1,510円」に、「4,750円」を「4,830円」に、「5,340円」を「5,440円」に、「4,150円」を「4,230円」に、「2,960円」を「3,020円」に、「2,070円」を「2,110円」に改める。

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に、「860円」を「880円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

(船橋市文化芸術ホール条例の一部改正)

第6条 船橋市文化芸術ホール条例(昭和53年船橋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に、その額に100分の8を乗じて得た額」及び「を加えた額」を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

船橋市民文化ホール

単位使用 時間	午前の部 午前9時か	午後の部 午後1時か	夜の部 午後6時か	全日 午前9時か

区 分		ら午前12時 まで	ら午後5時ま で	ら午後10時 まで	ら午後10時 まで
ホー ル	平日	11,000円	22,000円	36,630円	63,250円
	土曜日	13,750円	27,500円	45,870円	79,090円
	日曜日 休日				
楽 屋	第1楽屋	330円	440円	660円	1,100円
	第2楽屋	440円	550円	880円	1,540円
	第3楽屋	440円	550円	880円	1,540円
	第4楽屋	330円	440円	660円	1,100円
	第5楽屋	550円	880円	1,430円	2,310円
	第6楽屋	550円	880円	1,430円	2,310円
	楽屋事務 室	110円	220円	440円	770円
リハーサル室		2,090円	2,750円	3,630円	6,490円

別表第2中「7,200円」を「7,920円」に、「12,000円」を「13,200円」に、「16,000円」を「17,600円」に、「32,000円」を「35,200円」に、「9,000円」を「9,900円」に、「15,000円」を「16,500円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「40,000円」を「44,000円」に、「300円」を「330円」に、「400円」を「440円」に、「600円」を「660円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第3中「3,000円」を「3,300円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「150円」を「160円」に、「2,000円」を「2,200円」に改める。

(船橋市葬具の貸付に関する条例の一部改正)

第7条 船橋市葬具の貸付に関する条例(昭和55年船橋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,400円」を「5,500円」に、「43円」を「44円」に、「21円」を「22円」に、「432円」を「440円」に、「486円」を「495円」に、「97円」を「99円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「108円」を「110円」に、「54円」を「55円」に、「540円」を「550円」に改める。

(船橋市青少年会館条例の一部改正)

第8条 船橋市青少年会館条例(昭和55年船橋市条例第40号)の一部を次のように改

正する。

第9条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を削る。

別表を次のように改める。

別表

区分	単位 午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後零時30 分から午後4時 30分まで	夜の部 午後5時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
学習室	770円	1,100円	1,540円	2,640円
調理実習室	1,540円	2,640円	3,740円	6,380円
集会室	2,090円	3,190円	4,180円	7,370円
美術工芸室	1,100円	1,540円	2,090円	3,740円
音楽室	2,090円	3,190円	4,180円	7,370円
会議室	550円	770円	1,100円	1,870円
第一和室	550円	770円	1,100円	1,870円
第二和室	550円	770円	1,100円	1,870円
体育館	3,960円	5,280円	7,920円	13,200円

(船橋市少年自然の家条例の一部改正)

第9条 船橋市少年自然の家条例（昭和56年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を削る。

別表1の項から3の項までの規定中「300円」を「330円」に、「150円」を「160円」に改め、同表4の項中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に改め、同表5の項中「1,500円」を「1,650円」に、「750円」を「820円」に改める。

(船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部改正)

第10条 船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例（昭和57年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「1,940円」を「1,980円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「5,830円」を「5,940円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「7,770円」を「7,920円」に改

める。

(船橋市道路占用料条例の一部改正)

第11条 船橋市道路占用料条例(昭和60年船橋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(船橋市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第12条 船橋市自転車等の放置防止に関する条例(昭和61年船橋市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「に、その額に100分の8を乗じて得た額を加えた額」を削る。

別表中「2,500円」を「2,750円」に、「3,000円」を「3,300円」に改める。

(船橋市プラネタリウム館条例の一部改正)

第13条 船橋市プラネタリウム館条例(昭和62年船橋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額」を削る。

別表中「400円」を「440円」に、「300円」を「330円」に、「200円」を「220円」に、「150円」を「160円」に改める。

(船橋市視聴覚センター条例の一部改正)

第14条 船橋市視聴覚センター条例(昭和62年船橋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額」及び「を加えた額」を削る。

別表第1中「3,600円」を「3,960円」に、「4,800円」を「5,280円」に、「8,400円」を「9,240円」に、「1,900円」を「2,090円」に、「2,900円」を「3,190円」に、「500円」を「550円」に、「700円」を「770円」に、「1,200円」を「1,320円」に改める。

別表第2中「600円」を「660円」に、「300円」を「330円」に、「500円」を「550円」に、「1,700円」を「1,870円」に、「800円」を「880円」に、「2,400円」を「2,640円」に、「400円」を「440円」に改める。

(船橋市武道センター条例の一部改正)

第15条 船橋市武道センター条例(昭和62年船橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額」を削る。

別表その1中備考以外の部分を次のように改める。

その1 専用利用

区分		単位		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
		2時間単位						
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで					
相撲場	入場料の類を徴収しない場合	一般	1,100円	1,650円	2,200円	2,200円	3,300円	7,700円
		学生	660円	990円	1,320円	1,320円	1,980円	4,620円
		中学生以下	330円	490円	660円	660円	990円	2,310円
	入場料の類を徴収する場合		4,400円	6,600円	8,800円	8,800円	13,200円	30,800円
第一・第二武道場(各1面につき)	入場料の類を徴収し	一般	1,760円	2,640円	3,520円	3,520円	5,280円	12,320円
		学生	1,100円	1,650円	2,200円	2,200円	3,300円	7,700円
		中学生以下	550円	820円	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円

	ない 場合						
	入場料 の類を 徴収す る場合	4,400 円	6,600 円	8,800 円	8,800 円	13,200 円	30,800 円
会議 室	第一会 議室	550円	820円	1,100 円	1,100 円	1,650 円	3,850 円
	第二会 議室	330円	490円	660円	660円	990円	2,310 円
	第三会 議室	330円	490円	660円	660円	990円	2,310 円

別表その1備考に次のように加える。

- 3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表その2中「200円」を「220円」に、「150円」を「160円」に、「100円」を「110円」に改め、同表備考中「相当する額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表その3中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に改め、別表その4物品の販売の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同表広告の掲出の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表業としての撮影又は録音の項中「1,500円」を「1,650円」に改め、同表ラジオの放送又はテレビの放映の項中「15,000円」を「16,500円」に改める。

(船橋市勤労市民センター条例の一部改正)

第16条 船橋市勤労市民センター条例(平成元年船橋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第14条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額」を削る。

別表第1その1を次のように改める。

その1 会議室等

単位利用 時間 区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後零時30 分から午後4時 30分まで	夜間の部 午後5時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第一会議室	2,970円	4,400円	5,500円	10,340円
第二会議室	1,430円	2,090円	2,640円	4,950円
第三会議室	2,640円	3,850円	4,840円	9,020円
第四会議室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
小会議室	770円	1,100円	1,430円	2,640円
第一和室	1,650円	2,420円	3,080円	5,720円
第二和室	1,430円	2,090円	2,640円	4,950円
茶室	990円	1,430円	1,760円	3,300円
特別室	550円	770円	990円	1,870円
第一講習室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
第二講習室	2,530円	3,740円	4,730円	8,800円
特別会議室	4,070円	5,940円	7,480円	13,970円
第一音楽室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
第二音楽室	1,320円	1,980円	2,530円	4,620円
レクリエーシ ョンルーム	7,040円	10,340円	12,980円	24,310円
展示室	2,310円	3,410円	4,290円	8,030円

別表第1その2中「10,600円」を「11,660円」に、「15,500円」を「17,050円」に、「19,400円」を「21,340円」に、「36,400円」を「40,040円」に、「700円」を「770円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,300円」を「1,430円」に、「2,400円」を「2,640円」に改め、別表第1その3中「300円」を「330円」に、「100円」を「110円」に改め、別表第1備考に次のように加える。

4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2中「1,000円」を「1,100円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「150円」を「160円」に、「300円」を「330円」に、「100円」を「110円」に改める。

(船橋市本町駐車場条例の一部改正)

第17条 船橋市本町駐車場条例(平成4年船橋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を削る。

別表普通利用の項中「400円」を「440円」に、「200円」を「220円」に改め、同表泊利用の項中「2,400円」を「2,640円」に改め、同表定期利用の項中「45,000円」を「49,500円」に、「26,000円」を「28,600円」に、「24,000円」を「26,400円」に改める。

（船橋市民ギャラリー条例の一部改正）

第18条 船橋市民ギャラリー条例（平成4年船橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を削る。

別表第1中「1,500円」を「1,650円」に、「2,600円」を「2,860円」に、「2,300円」を「2,530円」に、「5,700円」を「6,270円」に、「1,200円」を「1,320円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「1,800円」を「1,980円」に、「4,500円」を「4,950円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,700円」を「1,870円」に、「3,700円」を「4,070円」に、「300円」を「330円」に、「600円」を「660円」に、「500円」を「550円」に、「800円」を「880円」に、「700円」を「770円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2中「100円」を「110円」に、「500円」を「550円」に改める。

（船橋市茶華道センター条例の一部改正）

第19条 船橋市茶華道センター条例（平成4年船橋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額」を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

施設

単位利用 時間 区分	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第一茶室	1,650円	2,750円	2,530円	6,160円
第二茶室	1,100円	1,760円	1,650円	3,960円
第三茶室	1,320円	2,200円	1,980円	4,950円
第一和室	2,310円	3,850円	3,410円	8,580円
第二和室	770円	1,320円	1,210円	2,970円
第三和室	880円	1,540円	1,430円	3,410円

別表第1備考に次のように加える。

4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2中「2,000円」を「2,200円」に、「500円」を「550円」に、「200円」を「220円」に改める。

(船橋市霊堂条例の一部改正)

第20条 船橋市霊堂条例(平成5年船橋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「4,320円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「6,480円」を「6,600円」に改める。

(船橋市総合体育館条例の一部改正)

第21条 船橋市総合体育館条例(平成5年船橋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額」を削る。

別表第1その1中備考以外の部分を次のように改める。

その1 専用利用

区分	単位	2時間単位		午前9 時から 午後1 時まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	
		午前9 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後9 時まで					
メイ ンア リー ナ	入場料の 類を徴収 しない場 合	一般	6,600円	9,900円	13,200円	13,200円	19,800円	46,200円
		学生	3,960円	5,940円	7,920円	7,920円	11,880円	27,720円

ア が 利 用 す る 場 合		中 学 生 以 下	1, 98 0円	2, 97 0円	3, 96 0円	3, 96 0円	5, 94 0円	13, 8 60円	
	入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合		26, 4 00円	39, 6 00円	52, 8 00円	52, 8 00円	79, 2 00円	184, 800 円	
	そ の 他 の 場 合	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	26, 4 00円	39, 6 00円	52, 8 00円	52, 8 00円	79, 2 00円	184, 800 円
			営 利 を 目 的 と す る 場 合	39, 6 00円	59, 4 00円	79, 2 00円	79, 2 00円	118, 800 円	277, 200 円
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合		118, 800 円	178, 200 円	237, 600 円	237, 600 円	356, 400 円	831, 600 円
サ ブ ア リ ー ナ	ア マ チ ュ ア が 利 用 す る 場 合	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	一 般	2, 64 0円	3, 96 0円	5, 28 0円	5, 28 0円	7, 92 0円	18, 4 80円
			学 生	1, 76 0円	2, 64 0円	3, 52 0円	3, 52 0円	5, 28 0円	12, 3 20円
			中 学 生 以 下	880 円	1, 32 0円	1, 76 0円	1, 76 0円	2, 64 0円	6, 16 0円
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合		10, 5 60円	15, 8 40円	21, 1 20円	21, 1 20円	31, 6 80円	73, 9 20円
		そ の 他 の 場 合	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	10, 5 60円	15, 8 40円	21, 1 20円	21, 1 20円	31, 6 80円
	営 利 を 目 的 と す る 場 合		15, 8 40円	23, 7 60円	31, 6 80円	31, 6 80円	47, 5 20円	110, 880 円	

		場合							
		入場料の類を徴収する場合	47,520円	71,280円	95,040円	95,040円	142,560円	332,640円	
多目的室	アマチュアが利用する場合	入場料の類を徴収しない場合	一般	2,200円	3,300円	4,400円	4,400円	6,600円	15,400円
		学生	中学生以下	1,320円	1,980円	2,640円	2,640円	3,960円	9,240円
			中学生以下	660円	990円	1,320円	1,320円	1,980円	4,620円
		入場料の類を徴収する場合	8,800円	13,200円	17,600円	17,600円	26,400円	61,600円	
	その他の場合	入場料の類を徴収しない場合	営利を目的としない場合	8,800円	13,200円	17,600円	17,600円	26,400円	61,600円
			営利を目的とする場合	13,200円	19,800円	26,400円	26,400円	39,600円	92,400円
		入場料の類を徴収する場合	39,600円	59,400円	79,200円	79,200円	118,800円	277,200円	
弓道場	一般		1,760円	2,640円	3,520円	3,520円	5,280円	12,320円	
	学生		1,100円	1,650円	2,200円	2,200円	3,300円	7,700円	
	小・中学生		550円	820円	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円	
リズムエクササイズ室	一般		1,760円	2,640円	3,520円	3,520円	5,280円	12,320円	
	学生		1,100円	1,650円	2,200円	2,200円	3,300円	7,700円	
	中学生以下		550円	820円	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円	
大会議室			1,650円	2,470円	3,300円	3,300円	4,950円	11,550円	

小会議室	550 円	820 円	1,100 円	1,100 円	1,650 円	3,850 円
和室	440 円	660 円	880 円	880 円	1,320 円	3,080 円
控室	550 円	820 円	1,100 円	1,100 円	1,650 円	3,850 円

別表第1その1備考に次のように加える。

- 4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第1その2中「300円」を「330円」に、「200円」を「220円」に、「100円」を「110円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「500円」を「550円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「600円」を「660円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「400円」を「440円」に改め、同表備考中「相当する額」の次に「(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表第2その1中「60,000円」を「66,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「3,600円」を「3,960円」に、「700円」を「770円」に、「2,000円」を「2,200円」に改め、別表第2その2中「30,000円」を「33,000円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「100,000円」を「110,000円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「500円」を「550円」に改める。

別表第3中「300円」を「330円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第4物品の販売の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同表広告の掲出の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表業としての撮影又は録音の項中「1,500円」を「1,650円」に改め、同表ラジオの放送又はテレビの放映の項中「15,000円」を「16,500円」に改める。

(船橋市男女共同参画センター条例の一部改正)

第22条 船橋市男女共同参画センター条例(平成6年船橋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,920円」を「1,980円」に、「2,560円」を「2,640円」

に、「1, 140円」を「1, 170円」に、「1, 520円」を「1, 560円」に改める。

(船橋市行政財産使用料条例の一部改正)

第23条 船橋市行政財産使用料条例(平成8年船橋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号並びに第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(船橋市市民センター条例の一部改正)

第24条 船橋市市民センター条例(平成10年船橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「に、その額に100分の8を乗じて得た額」及び「を加えた額」を削る。

別表第1その1を次のように改める。

その1 ホール等

区分	単位使用時間	午前の部 午前9時から午前12時まで	午後の部 午後零時30分から午後4時30分まで	夜間の部 午後5時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで
多目的ホール		5,940円	7,920円	11,880円	19,800円
会議室		880円	1,210円	1,870円	3,080円
会議室(視聴覚室1)		990円	1,320円	1,980円	3,300円
会議室(視聴覚室2)		770円	1,100円	1,540円	2,640円
会議室(音楽室)		1,100円	1,320円	2,200円	3,740円
第一和室		660円	880円	1,320円	2,200円
第二和室		660円	880円	1,320円	2,200円
調理室		1,540円	2,640円	3,740円	6,380円

別表第1その2中「200円」を「220円」に、「3,000円」を「3,300円」に改める。

別表第2中「1,000円」を「1,100円」に、「800円」を「880円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「150円」を「160円」に改める。

(船橋市準用河川占用料条例の一部改正)

第25条 船橋市準用河川占用料条例(平成12年船橋市条例第27号)の一部を次のよ

うに改正する。

第3条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(船橋市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第26条 船橋市地方卸売市場業務条例（平成12年船橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「150円」を「160円」に、「1,780円」を「1,810円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「570円」を「580円」に、「3,669,900円」を「3,737,860円」に、「4,194,170円」を「4,271,840円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「620円」を「640円」に改める。

(船橋市博物館条例の一部改正)

第27条 船橋市博物館条例（平成12年船橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に改める。

(船橋市保健所条例の一部改正)

第28条 船橋市保健所条例（平成14年船橋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の8を」を「100分の10を」に改め、同条第4項中「1,340円に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数については、これを切り捨てた額）を加えた額」を「1,470円」に改める。

(船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年船橋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号ア中「3,720円」を「3,780円」に改め、同号イ中「580円」を「590円」に改め、同項第2号ア中「2,000円」を「2,030円」に改める。

(船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部改正)

第30条 船橋市船橋駅南口地下駐車場条例（平成15年船橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「160円」を「170円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「3,200円」を「3,400円」に、「6,400円」を「6,800円」に改める。

別表第2中「750円」を「770円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「370円」を「380円」に、「590円」を「600円」に改める。

(船橋市立リハビリテーション病院条例の一部改正)

第31条 船橋市立リハビリテーション病院条例（平成17年船橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「10,285円」を「10,476円」に改め、同表4の項中「810円」を「825円」に改め、同表5の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表6の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表備考中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「27,000円」を「27,500円」に、「40,500円」を「41,250円」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正)

第32条 船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第39条中「に、その額に100分の8」を「(第2号から第5号までの手数料については、その額に100分の10)に、」を加えた額)を「)を加えた額)」に改め、同条第1号ア中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号イ中「1,000円」を「1,100円」に改める。

(船橋市夜間休日急病診療所条例の一部改正)

第33条 船橋市夜間休日急病診療所条例（平成23年船橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500

円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に改める。

(船橋市リハビリセンター条例の一部改正)

第34条 船橋市リハビリセンター条例(平成25年船橋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表4の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表備考中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「514円」を「523円」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に改める。

(船橋市歯科診療所条例の一部改正)

第35条 船橋市歯科診療所条例(平成26年船橋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表4の項中「462,857円」を「471,429円」に改め、同表備考3中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に改める。

(船橋市自転車等駐車場条例の一部改正)

第36条 船橋市自転車等駐車場条例(平成27年船橋市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第2項第1号中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(船橋市運動広場条例の一部改正)

第37条 船橋市運動広場条例(平成28年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,270円」を「2,310円」に、「1,210円」を「1,230

円」に、「450円」を「460円」に、「3,190円」を「3,250円」に、「1,590円」を「1,620円」に、「1,110円」を「1,130円」に改める。

別表第2中「1,810円」を「1,850円」に改める。

(船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例の一部改正)

第38条 船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例(平成28年船橋市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「600円」を「610円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(船橋市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の船橋市下水道条例の規定は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る汚水排除量に係る使用料について適用し、施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る汚水排除量に係る使用料であって、施行日から同年11月30日までの間にその額が確定するものについては、なお従前の例による。

(船橋市霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の船橋市霊園条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした霊園の使用に係る平成31年度以前の管理料については、なお従前の例による。

(船橋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の船橋市都市公園条例第23条第1項、第24条第1項、別表第4及び別表第5の規定は、施行日以後に納付される使用料及び利用料について適用し、施行日前に納付された使用料及び利用料については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の船橋市都市公園条例第23条第3項及び別表第4の規定にかかわらず、施行日前に許可をした都市公園の占用に係る平成31年度以前の占用料については、なお従前の例による。

(船橋市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第5条の規定による改正後の船橋市公民館条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市文化芸術ホール条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第6条の規定による改正後の船橋市文化芸術ホール条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料又は施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市葬具の貸付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第7条の規定による改正後の船橋市葬具の貸付に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市青少年会館条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第8条の規定による改正後の船橋市青少年会館条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第9条の規定による改正後の船橋市少年自然の家条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 第10条の規定による改正後の船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第11条の規定による改正後の船橋市道路占用料条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした道路の占用に係る平成31年度以前の占用料については、なお従前の例による。

(船橋市視聴覚センター条例の一部改正に伴う経過措置)

13 第14条の規定による改正後の船橋市視聴覚センター条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市武道センター条例の一部改正に伴う経過措置)

14 第15条の規定による改正後の船橋市武道センター条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に

係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

(船橋市勤労市民センター条例の一部改正に伴う経過措置)

15 第16条の規定による改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

(船橋市本町駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

16 第17条の規定による改正後の船橋市本町駐車場条例の規定は、施行日以後に納付される利用料について適用し、施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

17 前項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日にわたる泊利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(船橋市民ギャラリー条例の一部改正に伴う経過措置)

18 第18条の規定による改正後の船橋市民ギャラリー条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

(船橋市茶華道センター条例の一部改正に伴う経過措置)

19 第19条の規定による改正後の船橋市茶華道センター条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

(船橋市霊堂条例の一部改正に伴う経過措置)

20 第20条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした霊堂の使用に係る平成31年度以前の使用料については、なお従前の例による。

(船橋市総合体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

21 第21条の規定による改正後の船橋市総合体育館条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

(船橋市男女共同参画センター条例の一部改正に伴う経過措置)

22 第22条の規定による改正後の船橋市男女共同参画センター条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

23 第23条の規定による改正後の船橋市行政財産使用料条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした行政財産の使用に係る平成31年度以前の使用料については、なお従前の例による。

(船橋市市民センター条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第24条の規定による改正後の船橋市市民センター条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市準用河川占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

25 第25条の規定による改正後の船橋市準用河川占用料条例の規定にかかわらず、施行日前に許可をした土地の占用に係る平成31年度以前の占用料については、なお従前の例による。

(船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

26 第30条の規定による改正後の船橋市船橋駅南口地下駐車場条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

27 前項の規定にかかわらず、施行日前に許可をした定期駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

28 第26項の規定にかかわらず、施行日の前日から施行日にわたる泊駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

(船橋市立リハビリテーション病院条例の一部改正に伴う経過措置)

29 第31条の規定による改正後の船橋市立リハビリテーション病院条例の規定は、施行日以後の診療又は利用に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療若しくは利用に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

(船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

30 第32条の規定による改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後のし尿の収集に係る手数料及び施行日以後に納付される粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前のし尿の収集に係る手数料及び施行日前に納付された粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

(船橋市夜間休日急病診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

3 1 第33条の規定による改正後の船橋市夜間休日急病診療所条例の規定は、施行日以後の診療に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

(船橋市リハビリセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 2 第34条の規定による改正後の船橋市リハビリセンター条例の規定は、施行日以後の診療又は利用に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療若しくは利用に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

(船橋市歯科診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

3 3 第35条の規定による改正後の船橋市歯科診療所条例の規定は、施行日以後の診療に係る診療費等であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の診療に係る診療費等又は施行日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

(船橋市自転車等駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

3 4 第36条の規定による改正後の船橋市自転車等駐車場条例の規定は、施行日以後に納付される使用料等について適用し、施行日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

3 5 前項の規定にかかわらず、施行日前に許可をした月ぎめ利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(船橋市運動広場条例の一部改正に伴う経過措置)

3 6 第37条の規定による改正後の船橋市運動広場条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

3 7 第38条の規定による改正後の船橋市北部清掃工場余熱利用施設条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料又は施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

理 由

消費税法等の一部改正に伴い、使用料等に消費税改定相当額等を加算するについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例

船橋市行政組織条例（昭和46年船橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中ウを削り、エをウとし、同条第6号イ中「国民健康保険」の次に「、国民年金」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

事務執行体制の効率化を図るため、分掌事務について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例

船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「2,930人」を「2,964人」に改め、同項第3号中「800人」を「900人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

市長の事務部局及び医療センターの業務の充実を図るため、職員定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項中「宿日直勤務」の次に「(次項の勤務を除く。)」を加え、「4,200円」を「4,400円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「21,000円」を「22,000円」に改める。

第28条の5第1項中「250,900円」を「251,200円」に改める。

別表第2備考中「守衛、」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第28条の5の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、初任給調整手当等について、改定等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条中「58万円」を「61万円」に改める。

第20条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第2項及び第3項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び保険料の減額の算定方法について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 2 2 号

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年船橋市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 1 2、第 9 条の 1 3、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 4 号）第 1 2 条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年厚生労働省令第 7 5 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 4 号）第 1 2 条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項中「法第 1 5 条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第 2 0 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 5 6 年厚生省告示第 1 7 号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第 4 号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第 3 3 条第 3 項第 1 号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同

じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「船橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

船橋市地域保健推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市地域保健推進協議会条例の一部を改正する条例

船橋市地域保健推進協議会条例（平成14年船橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域保健対策」を「地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、地域保健対策」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。

第3条第2項中「特別」を「専門」に、「調査審議させる」を「調査させる」に、「臨時委員」を「専門委員」に改める。

第4条第1項中「及び臨時委員」を削り、同条第4項中「臨時委員」を「専門委員」に、「特別」を「専門」に、「調査審議」を「調査」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第6条第2項中「臨時委員」を「専門委員」に改め、同条第3項中「互選によりこれを定める」を「うちから委員長が指名する」に改め、同条第5項中「臨時委員」を「専門委員」に改め、同条第6項を削る。

第7条第2項及び第3項中「及び臨時委員」を削り、同条第4項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、前2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(資料提出の要求等)

第8条 協議会又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

附 則

この条例は、平成31年11月1日から施行する。

理 由

地域保健推進協議会の審議等の充実を図るため、組織等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 24 号

船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 15 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

船橋市民生委員の定数を定める条例（平成 26 年船橋市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

本則中「780 人」を「789 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 12 月 1 日から施行する。

理 由

民生委員の一斉改選に伴い、民生委員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年船橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条の見出しを「(償還等)」に改め、同条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則第2項中「及び第14条」及び「、同条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、年0パーセント）」と」を削る。

附則第3項中「償還免除及び保証人」を「保証人及び償還免除」に改め、「については、」の次に「第14条第3項及び」を、「かかわらず、」の次に「平成23年特別令第14条第4項及び」を加え、「並びに平成23年特別令第14条第4項及び第8項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第2条第6項に規定する認定こども園のうち、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設をいう。

2 この条例において「園児」とは、認定こども園に在園する子どもをいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の例による。

(認定こども園の種類)

第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 単独型 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規

定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 並列型 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(イ) 接続型 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

(職員配置)

第4条 認定こども園には、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の園児であって幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び満3歳以上の園児であって保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければなら

い。この場合において、1学級の園児の数は、35人以下（満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある園児の学級にあつては、30人以下）を原則とする。

3 認定こども園には、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

（職員の資格）

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者とするすることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適正、能力等を考慮して適当と認められる者であつて、幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っているものに限り、学級担任とすることができる。

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であつて、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものに限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事することができる。

5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

（施設設備）

第6条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内に

なければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 園児の移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上とする。ただし、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項本文（満2歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、同項本文及び第5項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、兼用することができる。

(1) 保育室

(2) 遊戯室

(3) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の園児の保育を行う場合に限る。）

(4) 屋外遊戯場

(5) 調理室

(6) 医務室（満2歳未満の園児の保育を行う場合に限る。）

(7) 便所

- 4 保育室及び遊戯室の面積を合算した面積は、満2歳以上の園児1人につき3.0平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児については、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2項本文に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

- 5 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき4.95平方メートル以上でなければならない。

- 6 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存の保

育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たすときは第2号の基準を満たすことを要せず、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって同号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

- (1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の園児について前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 7 屋外遊戯場は、建物等の同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該建物等の付近にある適当な場所に代えることができる。
 - (1) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 - (3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
 - (4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。
- 8 認定こども園は、当該認定こども園の園児に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。
- 9 第3項第5号及び前項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす場合に限り、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、調理室を備えずに、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 10 幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項第5号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当

該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

1 1 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける認定こども園にあっては、規則で定める基準を満たさなければならない。

(教育及び保育の内容)

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるととも、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、園児の1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情を踏まえて、市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。

(保育者の資質向上等)

第8条 認定こども園は、市長が別に定める事項に留意して、園児の教育及び保育に従事する者の資質並びに認定こども園の長の能力の向上を図らなければならない。

(子育て支援)

第9条 子育て支援事業については、認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、市長が別に定める事項に留意して、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

(認定こども園の長による一体的な管理運営)

第10条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第11条 認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園における開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育

及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の認定こども園の所在する地域の実情に応じて定めなければならない。

(情報開示)

第12条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(公正な入園の選考)

第13条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、前項の特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(安全対策)

第14条 認定こども園は、耐震、防災、防犯その他の園児の健康及び安全を確保する体制並びに事故等が発生した場合の補償を行う体制を整えなければならない。

(運営状況の評価等)

第15条 認定こども園は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(表示)

第16条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第17条 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第70号）第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第11条、第12条、第15条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条（第3項を除く。）並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	設備運営基準	認定要件に定める基準

第5条第1項	設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項及び第3項の規定により市が条例で定める要件(以下この条において「認定要件」という。)に定める基準
第6条第1項	入所している者	船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第2条第2項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項	児童の	園児の
第6条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第15条第5項	児童の	園児の
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第39条	保育所の長	船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ

		ども園の認定の要件を定める条例第2条第1項に規定する認定こども園の長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年4月1日の前日において現に設置されている認定こども園の設備の面積に係る基準は、第6条第4項本文及び第5項の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。

- (1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(認定こども園の設備の面積に係る基準の特例)

第3条 認定こども園における園児の受入れの体制その他の事情を考慮して市長が相当と認めるときは、認定こども園の設備の面積に係る基準は、当分の間、第6条第4項本文及び第5項の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。ただし、同条第4項本文及び第5項の規定を適用した場合に、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第32号）第4条に規定する利用定員の数に満たない認定こども園にあつては、適用しない。

- (1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

2 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとする場合において、教

育及び保育の提供への需要その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定について必要な措置を講ずるものとする。

(認定こども園の職員の資格に関する特例)

第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第5条 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次条及び附則第8条において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次条及び附則第8条において同じ。)をもって代えることができる。

第6条 第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第5条	第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6条	第5条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第7条	第5条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12 遺伝カウンセリング料	1回	5,400円
---------------	----	--------

別表第1備考4中「13の項」を「14の項」に改める。

第2条 船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「3,240円」を「3,300円」に改め、同表3の項中「462,857円」を「471,429円」に改め、同表5の項中「16,457円」を「16,761円」に改め、同表9の項中「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表10の項中「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、同表11の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表12の項及び13の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表備考4中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「8,640円」を「8,800円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「29,160円」を「29,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に改める。

別表第3中「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「324円」を「330円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の船橋市病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後の診療又は利用に係る診療費等であって同日以後に納付するものについて適用し、同日前の診療若しくは利用に係る診療費等又は同日前に納付された診療費等については、なお従前の例による。

理 由

医療サービスの充実を図るための遺伝カウンセリングの実施に当たり、遺伝カウンセリング料について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第3の65の項」を「別表第3の70の項」に改める。

第10条第1項第2号中「52の項」を「55の項」に、「53の項」を「56の項」に、「56の項」を「59の項」に、「57の項」を「60の項」に、「254の項から259の項まで」を「257の項から262の項まで」に、「263の項から270の項まで」を「266の項から273の項まで」に改める。

別表第3の1の項、2の項、4の項から6の項まで及び8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表16の項を次のように改める。

16 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	270,000円 (摘要) 次に掲げる場合は、次に定める額とする。 ア 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 70,000円 イ 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合 190,000円
---	--

別表第3の19の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表20の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表48の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同表49の項中「第86条の8第3項」の次に「(同

法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表中271の項を274の項とし、54の項から270の項までを3項ずつ繰り下げ、同表53の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表56の項とし、同表52の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表55の項とし、同表51の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表54の項とし、同表50の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表53の項とし、同表49の項の次に次のように加える。

50 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	135,000円
51 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	120,000円
52 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

(船橋市証紙条例の一部改正)

- 3 船橋市証紙条例（昭和39年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「別表第3の63の項から68の項まで」を「別表第3の66の項から71の項まで」に改める。

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に係る手数料等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 15 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市営住宅条例の一部を改正する条例

船橋市営住宅条例（平成 9 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 船橋市夏見借上公営住宅 船橋市旭町借上公営住宅	「 船橋市夏見 3 丁目 26 番 11 号 船橋市旭町 6 丁目 6 番 33 号	」 を
「 船橋市夏見借上公営住宅	「 船橋市夏見 3 丁目 26 番 11 号	」 に

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

旭町借上公営住宅を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(船橋市奨学金貸付条例の一部改正)

第1条 船橋市奨学金貸付条例(昭和53年船橋市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「卒業し」の次に「(専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正)

第2条 船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例(平成20年船橋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第36条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第3条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年船橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(船橋市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第4条 船橋市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年船橋市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年船橋市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

理 由

学校教育法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成31年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 15,644,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 市川市国府台5丁目24番14号
氏名 川口明浩
資格 公認会計士 |

理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第32号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
25-051	印内三丁目 146-41	印内三丁目 146-12	5.00 5.00	106.06	
25-052	印内三丁目 146-32	印内三丁目 146-25	5.00 5.00	62.28	
58-188	習志野台二丁目 60-72	習志野台二丁目 60-106	6.00 6.21	182.01	
58-189	習志野台二丁目 60-51	習志野台二丁目 60-60	5.00 5.00	98.85	
58-190	習志野台二丁目 60-25	習志野台二丁目 60-37	5.00 5.00	119.66	
58-191	習志野台七丁目 1984-119	習志野台七丁目 1984-79	6.00 6.00	199.18	
63-150	大穴北二丁目 254-27	大穴北二丁目 254-22	4.00 4.00	71.80	
64-139	三咲九丁目 123-3	三咲九丁目 123-3	9.00 9.00	26.95	
65-097	二和東三丁目 48-22	二和東三丁目 48-36	6.00 6.00	180.85	
66P002	二和西六丁目 38-13	二和西六丁目 38-13	2.50 2.50	15.20	
合 計				1062.84	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
66-095	二和西六丁目 37-8	二和西六丁目 37-5	6.02	35.87	変更前
			9.45		
66-095	二和西六丁目 37-8	二和西六丁目 38-8	6.00	58.75	変更後
			9.54		
				22.88	
合 計				22.88	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

集 計 表

	実 延 長	路 線 数
総 合 計	m	認 定 10 本
	1,085.72	変 更 1 本
累 計	m 1,177,745.59	6,156 本

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員柿沼 次男は、平成30年10月27日をもって退職したので、法務大臣に対し、福澤 繁樹を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員今野 恵美子は、平成31年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員雨宮 宏は、平成31年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹